

「こどもえがおプラン～出雲市こども計画～」（案）パブリックコメントの結果と市の考え方

パブリックコメント提出状況人数	10名	【凡例】 ①計画に反映します・・・・・・・・意見を計画に反映するもの ②既に計画に盛り込まれています・・・既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの ③今後の施策の参考になります・・・・計画には盛り込むことが困難だが、今後の参考とするもの ④回答します・・・・・・・・計画への質問や意見に回答するもの
件数	34件	

意見番号	項目	小項目	該当ページ	意見内容	市の考え方	
1	第3章 施策内容	I こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり	43	「高校生」と限定せず、17歳・18歳など具体的な年齢でアンケートを実施する方がより幅広い意見が集まると思います。高校に行っていないこども、通信制高校へ進学したこどもの意見も集めれるようにするのが望ましいと考えます。	③今後の施策の参考になります	現在の高校生アンケートについては、毎年度実施しており、できるだけ少ない経費で高い回答率を得るため、各学校を経由する方法としています。ご意見の高校に行っていないこどもや通信制高校へ進学したこどもの意見を聴く方法については、高校生アンケートとは別に、幅広くこどもの意見を聴く取組として、今後実施方法を検討していきます。
2	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	54	(子育て短期支援事業等について) 子育て両親の労力負担は大きいです。現在私が子育てで祖父母にヘルプを求めても両親は遠方にて、手助けを求めることが難しいです。出雲市も他市町村から来た人もいて、そのような人は多いのではないかと。そこで、標題事業も含めて労力負担を軽減する事業の積極的な実現をお願いしたいです。例えば、子育てに関わる掃除、洗濯、食事の提供などの家事代行サービス利用を、上記事業を活用し、利用できないかと。	②既に計画に盛り込まれています	現在、育児の負担軽減を図る本市の事業としては、子育て短期支援事業のほか、ファミリーサポートセンターによる育児を助け合う制度や、3歳未満の子育て家庭へ訪問をして、家事や育児のサポートを行う、「出雲市家事育児訪問サポート事業」があります。これらの事業について、市のホームページなどに掲載し周知を図っているところです。市の事業以外にも、民間団体が有償ボランティアで行う家事代行サービスもあります。また、令和7年度からは、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対し、家事や育児の支援等を行う「子育て世帯訪問支援事業」を新規事業として取り組む予定です。
3	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	57	産後ケアの期間を伸ばしてほしい。 生後6ヶ月頃まで産後ケアの対応をしてもらえると助かります。もしくは回数制限をもう少し増やすなど。 助産院はたくさんあって便利だと思いますが、あまり知られていないということが残念だなと思います。	②既に計画に盛り込まれています	利用期間を原則産後5か月になる前日までとしています。産後の経過等を考慮し、最長1年まで期間の延長を行っています。また、個人の回数についても、これまでよりも増やす計画としています。 産後ケア事業については、妊娠届出時、出生届時にすべての対象者への周知を図っており、その中で助産院における利用についても引き続き周知を図ります。また、産後ケアの受託助産院の拡大にも取り組みます。
4	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	59	(乳幼児等医療費助成について) マイナカードと連携、認定証(紫の紙)の提出を不要にできるかご検討ください。	④回答します	本市では、令和6年12月3日からマイナンバーカード(マイナ保険証)を介して自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub: PMH)を導入しており、マイナンバーカード(マイナ保険証)1枚で乳幼児等医療費受給の資格確認もできるようになりました。乳幼児医療費のほか、子ども医療費、福祉医療費、自立支援医療費(育成医療・更生医療)、未熟児養育医療も対象です。 ただし、医療機関・薬局側でもこのシステム(PMH)の対応に向けた準備が必要であるため、すべての医療機関・薬局において資格確認が可能となったわけではありません。
5	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	61、66、75	計画(案)の「乳幼児期の支援」の項目に、「小・中学生各種大会派遣補助」など学童期を対象とした事業が掲載されており違和感がある。具体的な取組はその項目に合わせた記述が望ましい。	①計画に反映します	乳幼児期から青年期にわたる事業について、まとめて記載していたため、記載内容をそれぞれのライフステージにあわせて変更しました。
6	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	61	(文化助成について) 生け花という単語を入れてもらえないでしょうか？優しいものを扱う大切さを学べるのではないかと。	③今後の施策の参考になります	芸術文化の分野は多岐にわたり、いずれの分野も人生に潤いを与えるとともに感性を育むなど、これからの社会を担っていく子どもたちの人間形成に大きな影響を及ぼす力を持っています。生け花もそのひとつですが、生け花だけに限定せず、芸術文化という一体のものとして施策を推進していきたいと考えています。
7	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	68	(放課後児童クラブの利用制限について) 神門地区の放課後児童クラブの利用年齢制限について再考をお願いします。小学2年生までという制限により、仕事を辞めざるを得ない保護者がいるという現状を重く見ます。利用制限の理由を具体的に示し、保護者と話し合う機会を設けてください。	③今後の施策の参考になります	市内の各小学校区内にある児童クラブにおいては、核家族化の進展や共働き家庭の増加等により児童クラブの利用率が年々上昇しています。とりわけ、特定の地域での急速な宅地化の進行等により、入会希望者数が大きく増加した児童クラブがあります。 一方、市が運営を委託している地元の児童クラブ運営委員会においては、入会希望者数の増に対応できる職員を早急に確保することが困難で児童の受入態勢が整わなかったことや、受入増による児童の安全面を考慮され、令和6年度の3年生の受入を断念されたところもあります。 本市としては、3年生も受け入れてもらうよう、引き続き、受入体制構築に向けた支援を継続します。
8	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	68	来年度新3年生になる子がいますが、神戸川小校区は児童クラブで3年生の受け入れができない状態です。来年度も3年生の受け入れができない状態であれば仕事をパートに変えなければならなくなり、家計が苦しくなると困っていました。プランでは児童クラブ未決定児童を令和9年に0人にするのとあり、本当にそうならば育児と仕事の両立がしやすくなると期待しています。4年生以上は児童クラブの入会申込書を出すだけ無駄と始めから提出を諦める家庭も多いので、4年生以上でも児童クラブに入れるようになるともう少し希望者は増えると思います。未決定児童が出た時に小学校の空き教室等で放課後を過ごす等柔軟に対応していただけることを希望します。同じ出雲市内でも小学6年生まで児童クラブに通える地区と2年生までしか通えない地区があるのは不公平であり、児童数が少ない児童クラブのスタッフが補助に行くなどで受け入れ学年のばらつきを減らせないでしょうか。	③今後の施策の参考になります	(意見番号7 再掲(略)) なお、児童の受入枠や職員体制が確保できる児童クラブにおいては、高学年児童の受入が可能となっています。 ご提案の、小学校の空き教室を利用した預かりについては、児童クラブ職員の確保難などの課題があり、難しい状況です。 児童クラブの職員は、各小学校区の児童クラブ運営委員会が雇用し、それぞれ就労条件が異なっています。また、児童数の少ない児童クラブにおいても配置基準に基づく、安全面等を考慮した職員数を配置されており、所属職員に余裕はなく、クラブ間の職員の配置調整は難しいのが実態です。 児童の放課後や長期休業期間に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る場である児童クラブに勤務する職員は、児童の安全面を考慮しながら日々「地域子どもは地域で育てる」との考えのもと、児童のために尽力されています。しかしながら、勤務形態が不規則なことなどから職員の確保が困難で職員の高齢化といった課題もあります。そのため、令和6年度に運営委員会を中心としたワーキンググループで検討した様々な課題解消方策を実現することで、市として受入枠拡大に向けた対策を進めていく考えです。
9	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	68	「児童クラブの職員増」を希望します。	③今後の施策の参考になります	近年、児童クラブの利用希望者が増加する一方、児童クラブ職員の確保難や高齢化等により、児童クラブの運営体制の維持が困難さを増している状況にあります。そのため、児童クラブの運営に関するワーキンググループを設置し、課題解消の方策を検討しました。今後、この方策を具現化することで、職員の確保に努めていく考えです。
10	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	68	「こどもの居場所づくりを支援」の内容は、福祉推進課の「子ども食堂」しか記述が無いのはいかがか。こども家庭庁において「こどもの居場所づくり部会」を設け検討されている流れからは少し薄い感じを受ける。	①計画に反映します	ニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっており、今後、様々な居場所の重要な担い手となる民間団体と連携・協働して、居場所づくりを進めていくことが必要です。 いただいた意見を踏まえ、居場所づくりの推進について学童期・思春期及び青年期の支援に追加しました。 なお、現行の「出雲市子ども食堂支援事業補助金」では、子ども食堂を「食事の提供を実施する取組であって、地域住民との交流、生活指導及び学習支援等を通して、子どもが安心して過ごすことのできる地域の居場所づくりを実施するもの」と定義しています。
11	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	68、70	こどもの居場所は「子ども食堂」に限られるものではないと思います。また、市の求めている子ども食堂の定義を現在のニーズに照らし合わせたうえで今一度明確にしていきたいです。		
12	第3章 施策内容	II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	72	(居場所について) 出雲市の人口規模を考えると市内の1か所では少ないと思います。また、その1か所内でトラブル等が発生すると、そこに通えなくなるこどもも出てきます。「社会とつながるきっかけとなる居場所」を支援するのであれば、委託先(居場所)を増やすことも必要と思います。		
13	第3章 施策内容	III 全てのこどもが健やかに成長できるまちづくり	78	子育て世帯訪問支援事業のほか、親子利用できる居場所支援も必要と思います。家族構成など様々な理由で1人で家事・育児をしている家庭が、年齢で制限されることなく親子で利用できること、親子らが特性を抱えており外に出る事で負担感が軽減できたり、特性の認識が無い親のサポートと支援へのつなぎ役を居場所が担うこともあります。		

意見 番号	項目	小項目	該当 ページ	意見内容	市の考え方	
14	第3章 施策内容	Ⅱライフステージに 応じた切れ目のない 子育て支援	69	医療費無料を中学生までにしてほしい。 松江市ではそのようになっていると聞いたので、出雲市も同じ ようにしてほしいです。	③今後の施策の 参考にしませ	本市としては、こどもの医療費負担の扱いが住む地域によって異なるとい うことは望ましい姿ではないとの考えであり、国全体の子育て支援策として 取り組むよう市長会や県を通して、継続して国へ要望しています。 令和7年4月からは高校生年代まで助成対象を拡大し、切れ目ない支援を 行うこととしています。中学生までの医療費無償化については、更に大きな 財政負担を伴うことから、慎重な判断が必要と考えています。 子育て支援策は、産後ケア、子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校 教育のほか、放課後児童クラブやひとり親支援など広範多岐にわたっており、 限られた財源の中で、バランスよく取り組んでいく必要があるため、結婚 ・妊娠・出産・子育て期の各ライフステージにおける切れ目のない支援を 行うとともに、全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる環境整備等 に引き続き努めていきたいと考えています。
15	第3章 施策内容	Ⅱライフステージに 応じた切れ目のない 子育て支援	72	「出雲市子ども・若者支援センターによる困難を抱えるこども への相談・支援及び関係機関の紹介、情報提供」について、『関 係機関の紹介、情報提供』だけではなく、実働団体に『具体的な 支援』も行い相互に協力関係をもつことで、より手厚いこども支援 につながると思います。	③今後の施策の 参考にしませ	出雲市子ども・若者支援センターでは、こどもや若者、その家族が抱える 様々な悩みについて、相談や支援を行っています。悩み事の内容は多種多様 であり、支援にあたってはより多くの関係機関と連携していくことが必要と なっています。新たな支援機関を開拓し連携を強化することによりよりよい 支援につなげていきます。
16	第3章 施策内容	Ⅱライフステージに 応じた切れ目のない 子育て支援	74、75	「青年期の支援」として、体験活動のほか、学び場なおしの機 会の確保や学習塾や学習スペースの支援も必要と思います。学生 時に不登校などで学習ができないまま大人になり生活や就労に不 便が生じている若者が一定数います。それらの支援（機会確保） もこちらに入れていただきたいです。	③今後の施策の 参考にしませ	公共施設における学習スペースの把握を行っているところです。今後、フ リースクールを含む多種多様な民設の居場所について実態や利用ニーズの把 握を行い、どのような支援ができるかを含め方向性を模索していきたいと考 えています。
17	第3章 施策内容	Ⅱライフステージに 応じた切れ目のない 子育て支援	74、75	青年期の取組が少ないように感じる。 例えば、出会いの場の創出や結婚相談なども青年期への支援で はないのか。	①計画に反映し ます	ご意見のとおり、「男女の出会いの場の創出」や「結婚相談支援」、「新 婚世帯、子育て世帯を対象とした家賃助成等の支援」についても青年期の取 組であるため追加しました。その他、子ども食堂などの居場所の支援につい ても、青年期に追加しました。
18	第3章 施策内容	Ⅱライフステージに 応じた切れ目のない 子育て支援／ Ⅲ 全てのこどもが 健やかに成長できる まちづくり	74、77	民間でも相談支援と関係機関と連携を組んでいる団体もあるた め、それらへの支援と連携も盛り込んでいただきたいです。	③今後の施策の 参考にしませ	今後、フリースクールを含む多種多様な民設の居場所（相談支援含む）につ いて実態や利用ニーズの把握を行い、どのような支援ができるかを含め方 向性を模索していきたいと考えています。 なお、複雑化・複合化した世帯や個人への相談支援に関しては、既存の社 会参加に向けた支援では対応できない人や世帯のニーズに対応するために、 民間団体を含む地域の社会資源等の活用必要性が増しています。こうした 状況を踏まえ、対象者・世帯の状況に応じて民間団体との連携を図りなが ら、社会参加への支援等に努めます。（→②既に計画に盛り込まれていま す）
19	第3章 施策内容	Ⅲ 全てのこどもが 健やかに成長できる まちづくり	81	（給食の質について） 給食費の値上げも検討のうえ、栄養バランスの取れた給食の提 供をお願いします。	③今後の施策の 参考にしませ	適切な栄養の摂取により、こどもの健康の保持増進を図ることは、学校給 食の大切な役割の一つです。ご意見のとおり、必要な財源の確保に努め、引 き続き栄養バランスのとれた学校給食を提供していきます。
20	第3章 施策内容	Ⅳこども・子育てに やさしいまちづくり	82	Ⅳ 1（1）雇用の場の確保 には「企業の誘致促進」しか記述 が無い。他に取組が無いか。	①計画に反映し ます	「就労支援」についても、若い世代の生活基盤の安定を図るものであるた め、再掲として「高校生の就職支援」、「大学生等の就職支援」、「外国人 住民の就職支援」を追加します。
21	第3章 施策内容	Ⅳ こども・子育てに やさしいまちづくり	77、83	ヤングケアラーやビジネスケアラーなどは、結婚を意識する年 齢時に家族のことや介護があり、結婚・出産を選べられない、考 えられないケースは多いです。ケアと自分の時間とのバランスの とり方や結婚・出産を後押ししてくれるアドバイザーや支援が必 要です。そこも盛り込んでいただきたいです。	③今後の施策の 参考にしませ	本市では、イベントやセミナーを開催し、結婚を希望する人を支援し、結 婚の機運を醸成するための取組を行っているところです。 ヤングケアラーやビジネスケアラーが結婚について考えることができない 要因としては、ケアにより自分の時間がなかったり、自分のことが考えられ ないことが根本的な要因かと考えられます。 そのため、関係機関と連携しながら、ヤングケアラーやビジネスケアラー に対して自分のことを大切に考えることができるように支援していきま す。 育児、介護、病気など様々な事情を抱えた人など、誰もが働きやすい職場 づくりに向け、全市民的にワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発に 引き続き取り組みます。
22	第3章 施策内容	Ⅳこども・子育てに やさしいまちづくり	85	（アプリについて） 幼稚園の連絡帳や登園・降園連絡などをアプリにしてほしいで す。アプリにすれば朝の欠席連絡の際に電話が混むこともなく、 連絡帳を先生が各園児に書く手間も省けます。行事や連絡事項も 一斉通達することで先生の業務負担が緩和されると思います。また、 ペーパーレスとなり、保護者は連絡帳や写真を買う費用が浮 くので、双方にメリットがあると思います。	③今後の施策の 参考にしませ	幼稚園の業務の軽減や効率化、保護者との連絡方法など、インターネット やスマホアプリなどを活用したICT化を検討します。
23	第3章 施策内容	Ⅳこども・子育てに やさしいまちづくり	85	Ⅳ 1（6）「地域や市全体でこどもや子育てを応援する意識の 醸成」の項目はもう少し膨らませることはできないか？	②既に計画に盛 り込まれていま す	様々な子育て支援の取組を行うことにより、地域や市全体でこどもや子育 てを応援する意識が育まれると考えています。 85ページについては、主な取組のみを記載しています。
24	第3章 施策内容	Ⅳ こども・子育てに やさしいまちづくり	86	シェルター・一時避難所の充実と連携、相談窓口のより一層の 周知と時間外の相談体制の充実も具体的に盛り込んでいただきた いです。（※DV被害相談を居場所所で緊急で受けることもあります 。当事者は相談先を知らなかった、知っていたが連休中つな がらなかった。避難したくても避難できなかった、などありまし た。）	③今後の施策の 参考にしませ	相談体制については、市の女性相談窓口は、開庁日の8時30分から17 時までとしています。また、市ではシェルター・一時避難所を設置しており ません。島根県においては、島根県女性相談センターが配偶者暴力相談支援 センターの機能を有しており、DV被害者支援策の一つとして緊急時の一時保 護を行っています。 なお、緊急を要する休日や夜間の相談については、警察を案内していま す。 DV被害者の方が適切な支援につながるよう、引き続き、相談窓口の周知 及び庁外の関係機関との連携に努めます。
25	第3章 施策内容	Ⅳ こども・子育てに やさしいまちづくり	88	（使用禁止の公園について） 出雲市にある公園ですが、「使用禁止」のテープがぐるぐる巻 きになったまま放置されている遊具がある公園が散見されます。 せっかく遊びに行ったのに遊具が使えなかった、といったことが 多々あり、嫌な気持ちになります。せっかくある公園を早く使え るよう、遊具の点検・交換等を大至急お願いしたいです。 以下、使用禁止の遊具等があった公園 ①北本町東公園の遊具 ②一の谷公園の遊具 ③美保南公園のベンチ ④高西公園の遊具	②既に計画に盛 り込まれていま す	本市の公園について、規模の大小はありますが多数の公園があり、全部で 約200か所を管理している状況にあります。 公園の遊具に関しては、毎年専門業者による定期点検を実施しており、基 準以上の劣化が見られた場合には、未だ使える状況であっても使用禁止措置 を取っています。使用禁止とした遊具は、予算の範囲内で順次、計画的な修 繕を行い、こどもたちが心地よく安全・安心に過ごせるように公園の整備に 引き続き努めます。
26	第3章 施策内容	Ⅳ こども・子育てに やさしいまちづくり	88	（公園遊具の修理について） 公園の遊具の修理期間を可視化し、こどもたちが安心して遊 べる環境を整えてください。突然遊べなくなる遊具があり、こども たちが悲しい思いをしています。	②既に計画に盛 り込まれていま す	公園遊具の状況に関しては、意見番号25の回答のとおりですが、使用禁止 の遊具の状況については、出雲市ホームページにおいてお知らせをしていま す。また、修理期間（予定）の可視化についても可能なものからお知らせす るよう努めます。
27	第3章 施策内容	Ⅳ こども・子育てに やさしいまちづくり	88	駐車場完備の公園を増やしてほしい。 個人的な意見ではありますが、川跡地区はこどもが多いのにも 関わらず公園が少ないです。 ただでさえ遊具の老朽化で公園が減っているのでは非公園を増 やして欲しいです。 トマトアリーナもバーベキューではなく公園などこどもが遊 べる空間にしてもらえると良かったです。	③今後の施策の 参考にしませ	本市の公園、遊具の状況は、意見番号25の回答のとおりです。 公園の数については、地域によって、公園の数に偏りはあるものの、他市の 状況などからこの数は少ないものではないと考えており、現時点において は、新たな公園や広場を整備する計画はありません。 また、規模の大きな公園には駐車場を設けていますが、地域の身近な公園 で規模の小さいものについては、公園整備の方針から設置しないこととして いますのでご理解をお願いします。 出雲だんだんとまとアリーナの西側にある芝生広場（憩いの広場）は、 バーベキューサイトとは別の施設として、公園の広場のように、どなたでも 自由に立ち寄ってご利用いただけます。また、イベントや体育館との一体利 用など、様々な用途で専用利用（有料）することもできます。

意見番号	項目	小項目	該当ページ	意見内容	市の考え方	
28	意見	遊び場について	—	(こどもたちの遊び場について) 雨の日や暑い日でも楽しめる屋内型の児童館や遊び場を創設してください。特に、旧体育館跡地や旧庁舎跡地などの市有地を活用すれば、より多くのこどもたちが利用できる施設になると思います。岐阜市の「遊び創造labo」のような民間の活用も期待します。	③今後の施策の参考になります	市内にある屋内で遊べる施設としては、出雲科学館、風の子楽習館、出雲弥生の森博物館などがあります。また、出雲だんだんとまとアリーナの無料体験プログラム（予約制）にもこどもが参加できるものがあります。就学前の乳幼児の遊びの場としては、市内10か所の子育て支援センターもあります。 また、出雲ファンクラブ公式LINE（@292xmy.jg）では地域のイベント情報を発信しており、「子どもと遊ぼう！」などの絞り込み検索で条件にあった遊び場を探すことができます。 出雲市内の施設やイベントを知ってもらえるよう、今後も積極的に情報発信を行っていきます。
29	意見	遊び場について	—	「休日、児童だけで安心して過ごせる場所作り」を希望します。		
30	意見	遊び場について	—	近年の異常気象により6月～9月までの4か月間、暑すぎて公園でこどもたちが遊べない。冬場も山陰地方は天候不良な日が多い。そこで、出雲市に全天候型のこどもの遊び場を整備してほしい。（広島県三次市みよし森のポッケのような施設）		
31	意見	部活について	—	「部活の完全民営化(スポーツクラブを増やす)」を希望します。	③今後の施策の参考になります	中学校の部活動については、出雲市立中学校部活動地域移行検討委員会において、国や県の方針を踏まえ検討をしています。
32	意見	小・中学校の様々な研究大会の廃止又は大幅な縮小について	—	「小・中学校の様々な研究大会の廃止または大幅な縮小(教職員の、児童生徒対応や日々の授業準備に当てる時間の確保のため)」を希望します。	③今後の施策の参考になります	各種研究大会は、教職員の自主的組織が中心となって開催していますので、いただいたご意見をお伝えします。
33	意見	教職員の増について	—	「小・中学校の教員増(免許保持非常勤講師も授業ができるようにする。)」を希望します。	③今後の施策の参考になります	現在も、教員免許を有する非常勤講師は、授業を行っています。教職員の確保については、継続して県や国に対し要望していきます。
34	意見	こどもたちの学びについて	—	学ぶ権利を保障されない発達障がいおよび不登校のこども達について。 今現在スタンダードになっている紙と鉛筆による学びや繰り返し書いて覚える等の学習では学ぶことのできないこども達がいる。 限局性学習症（読み書き障がい）発達障がいの一部である。このこども達は学校で学ぶ権利を保障されていない。 現在出雲市は市内の小学1年生全員に対して読み書きスクリーニング検査をしており、診断に頼らず困っているこどもを見つけようとしているのだと考える。とても素晴らしい取組で今後も引き続き継続してほしい。 そして、読み書きに困難を抱えるこども達には通級等で行われている読み書きの機能介入とICT機器利用等の支援両輪が揃うことを希望する。読み書き支援に有効なICT機器利用も学校によって利用頻度がバラバラであり毎日利用できる学校もあれば保管庫で充電されたままの学校もあり必要としているこどもが利用できていない。同じ市内の小学校で学んでいるにも関わらず機会が確保されないのはこどもの権利が保障されているといえるのだろうか。 2019年に読書バリアフリー法が施行され、学校図書館支援センターを設置している隣松江市では一人一台端末を使用して学校図書館でマルチメディアDAISY図書を借りる事ができる。これは自分で文字を読むことが困難なこども達の情報へアクセスする権利を保障している素晴らしい取組であり、ぜひとも出雲市も追随してほしい。 また、読み書きスクリーニング検査をする事によって通級等のニーズが掘り起こされ、希望するこども達が半年や一年待たされる事も多い。その間に十分な支援が受けられず不登校や登校渋りになってしまうのではないかと。 島根県教育委員会に読み書き支援の顧問がいるのでそちらに協力を求めて今すぐにもこども自身の所属する学級で読み書きの支援が受けられる具体的な方策を検討してほしい。 障がいが診断されなければ支援に繋がらない事。また、不登校と発達障がいを分けて扱われる事により必要な支援が得られない事も問題である。 診断があってもなくても、こどもの困っている事にフォーカスし、それを軽減する方向へ向かってほしい。甘えやワガママと捉えるのではなく、できないやらない事は何が障壁になっているのかを考えて対応してほしい。 また一人だけ特別になるから許可できない、というのではそのこどもの学ぶ権利を保障できないのではないかと。困っているこどもへの対応をそのこどものみに許可するのではなく、クラス全体、学年全体、学校全体へ当たり前の対応とすれば他にも隠れて困っているこども達への支援にもなる。学校へ行きづらいこども達や行き渋りがありつつもなんとか学校へ通っているこども達の中に助かるこども達が隠れているだろう。 障がいの診断があろうがなかろうが、支援を全体に向け当たり前とするユニバーサルデザインを取り入れてほしい。障がいの程度によってはそれでもなお支援が必要なこどもがいるだろう、そういったこども達にも個別最適化の教育は必要である。 また、読み書きの支援をする事は学びの保証をする事であり、それは出雲市に多くいる外国にルーツを持つこども達の支援にもつながると考える。 こども達の学ぶ権利を保障する出雲市になる事を願っている。	③今後の施策の参考になります	本市では、多様な学びの場で、こどもたちの可能性を最大限に伸ばすことをめざしています。そのためには、こどもたちの困り感を的確に把握し、個々に寄り添った支援をしていくことが重要です。 ご意見の中にあった「ひらがな読み早期改善支援事業」については、令和6年度からは市内全ての小学校1年生の学級を対象とした学校訪問を行い、デコーディング（ひらがな読み調査）の結果をもとに実態を把握し、適切な支援につなげられるよう、指導・助言を行っています。今後も継続して実施していきます。 ICT機器の活用については、徐々に定着してきていますが、効果的な活用方法についてはさらに研究を重ねていきます。 近年、特別な支援を要する児童生徒だけでなく、不登校や外国にルーツを持つ児童生徒等が増加していますが、全てのこどもたちがさらに安心して学ぶことができるよう、いただいたご意見を参考にして、本市の教育を推進していきます。